

お知らせ 改正労働安全衛生法（平成18年4月1日施行）のポイント

1. 長時間労働者への医師による面接指導の実施（法第66条の8、第66条の9、第104条）
対象：全ての事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用）
2. 特殊健康診断結果の労働者への通知（法第66条の6）
対象：特殊健康診断の実施義務がある全ての事業場
3. 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施（法第28条の2）
対象：安全管理者を選任しなければならない業種の事業場（規模にかかわらず対象となります。）
なお、化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物に係る調査は全ての事業場が対象です。（改正前の法第58条と同じです。）
4. 認定事業者に対する計画届の免除（法第88条）
対象：労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の計画の届出を行う事業場
5. 安全管理者の資格要件の見直し（平成18年10月1日施行（安衛則第5条））
対象：安全管理者を選任しなければならない事業場
平成18年10月1日から安全管理者は、従来の学歴と実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修『安全管理者選任時研修』を受けたものの中から選任しなければなりません。
6. 安全衛生管理体制の強化（安衛則第21条～第23条等）
対象：総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場
7. 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付（法第31条の2）
対象設備：化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備（※配管を含む。）
対象となる作業：対象設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るもの
8. 免許・技能講習の見直し
平成18年3月31日までに現行の免許を取得している方、技能講習を修了した方、表に記載のない免許、技能講習については、これまでどおり対象業務に従事することができます。

現 行	→	（平成18年4月1日以降）
・クレーン運転士免許 ・デリック運転士免許	→	クレーン・デリック運転免許※クレーン、デリックとも運転ができる。デリックの実技教習は廃止。クレーンのみ運転できる限定免許を新設。
・地山の掘削作業主任者技能講習 ・土止め支保工作業主任者技能講習	→	「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に統合
・ボイラー据付け工事作業主任者技能講習	→	技能講習を廃止。ボイラー据付け工事を行う場合は、必要な能力を有すると認められる者の中から、作業の指揮者を定める。
・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ・特定化学物質等作業主任者技能講習	→	「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に統合 ※石綿を取り扱う作業について「石綿作業主任者技能講習」を分離・新設

注) 改正のポイントは11項目ありますが、8項目についてのみ抜粋して掲載しました。

改正労働安全衛生法及び関係の政令・省令の条文は、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>) を参照ください。

出典：改正労働安全衛生法パンフレット（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）